

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第82号）の一部を次のように改正する。

表 2 の項の改正部分別表の改正規定中

「	県営平田アパート	[略]		県営平田アパート	[略]		を
				県営嬉石第1アパート	釜石市嬉石町二丁目		
				県営松原アパート	釜石市松原町三丁目		
」							
「	県営平田アパート	[略]		県営平田アパート	[略]		に
				県営片岸アパート	釜石市片岸町		
				県営嬉石第1アパート	釜石市嬉石町二丁目		
				県営松原アパート	釜石市松原町三丁目		
」							

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。